

○原子力規制委員会告示第二号

实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）第四条第六項第一号、第五条第二項第一号及び第六条第四項第一号の規定に基づき、兼用キャスクが安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するため用いる地震力等を定める告示を次のように定める。

平成三十一年四月二日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

兼用キャスクが安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するため用いる地震力等を定める告示

第一条 实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）第四条第六項第一号の原子力規制委員会が別に定める地震力は、次の表に掲げる加速度及び速度による地震力又は加速度による地震力とする。

加速度

水平二千三百ガル及び鉛直千六百ガル

速度

水平二メートル毎秒及び鉛直一・四メートル毎秒

第二条 設置許可基準規則第五条第二項第一号の原子力規制委員会が別に定める津波は、浸水深が十メートルで、流速が二十メートル毎秒である津波とする。

第三条 設置許可基準規則第六条第四項第一号の原子力規制委員会が別に定める竜巻は、風速が百メートル毎秒である竜巻とする。

#### 附 則

この告示は、实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則の施行の日（平成三十一年四月二日）から施行する。